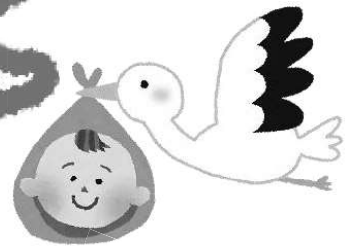




みなまた

子育て
ガイドブック





もくじ



	妊 娠	出 産	乳 幼 児	小 学 生	中 学 生	18 歳 まで
妊 娠 した ら	母子健康手帳・P1 妊婦健診・P1 妊婦歯科検診・P1 出産応援給付金の申請・P2 出産育児一時金の申請・P2 妊娠中の相談・P2 妊娠などに関する相談・P2					
出 産 した ら		出生届の届出・P3 健康保険加入の手続き・P3 子ども医療費の申請・P3~4 こんにちは赤ちゃん訪問事業・P4 子育て応援給付金の申請・P4 児童手当の申請・P5~6				
育 児 支 援		保育所について・P7 認定こども園について・P8 病児・病後児保育事業・P9 子育て短期支援事業について・P10 ファミリーサポートセンター事業について・P10 児童相談、女性相談・P11 こどもセンター相談窓口、保健センター相談窓口・P11 乳幼児健診・P13 予防接種・P14 こどもセンターの子育て支援（つどいの広場、児童館）・P15				
小 中 学 生 への 支 援				学童クラブ・P16 就学援助制度・P17		
ひ と り 親 家 庭 への 支 援		児童扶養手当・P18 ひとり親家庭等医療費助成事業・P18 その他ひとり親家庭への支援・P19				
障 がい の ある 子 ども へ の 支 援		障害者手帳、特別児童扶養手当、障害児福祉手当・P20 自立支援医療、補装具の支給、地域生活支援事業・P21 障害児通所支援、地域療育センター事業・P22				
そ の 他	水俣市立図書館・水俣木のおもちゃ館きらら・P23 みなまた子育てマップ・P24~25 施設等一覧、みなまた子育て相談一覧、困ったとき別一覧・P26~28					

妊娠がわかったら

必要な手続きなど



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら保健センターまでお越しください。親子の健康記録である母子健康手帳と妊婦健診の受診券を交付します。

また、お母さんの健康と赤ちゃんの健やかな成長を願って、保健指導・栄養指導を行いますので、時間に余裕を持ってお越しください。

【日時場所等】

毎週月曜日（ただし、月曜日が祝祭日の場合は次の日になります。）

時間：午前8時30分～午後1時

場所：もやい館1階保健センター

※日時の都合がつかない人は電話でご相談ください。

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202、62-3028



妊婦健診

健康な妊娠期を過ごし出産を迎えるため、定期的に妊婦健診を受けましょう。

水俣市では、14回の妊婦健診の公費負担を行っています。母子健康手帳の交付時に併せて交付する妊婦健診受診券を受診する医療機関に提出すると、決められた分の健診料金が無料になります。

なお、交付対象者は住民票が水俣市にある人です。

水俣市から転出すると使用できません。

また、他市町村から転入された人は、水俣市が発行する妊婦健診受診券が必要になりますので、手続きが必要です。

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202、62-3028



妊婦歯科検診

○早産予防のため、歯周病に関する歯科健診を妊娠中に1回のみ無料で受診できます。

○歯科医療機関に事前予約し、母子健康手帳と妊婦歯科健康診査受診券及び結果票を持参し受診してください。（受診可能な歯科医療機関：みのだ歯科、深水歯科医院、浮池歯科医院、出来田歯科診療所、ながた歯科医院、伊藤歯科医院）

※治療が必要となった場合、治療費は自己負担となります。

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202、62-3028



出産応援給付金の申請

出産にかかる経済的負担軽減のため、母子健康手帳の交付を受けた妊婦の方に一人当たり5万円を支給します。

母子健康手帳交付の時に申請書をお渡しします。

手続きに必要なもの 振込先のわかる通帳やキャッシュカード等

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202、62-3028



出産育児一時金の申請

出産に対して、母親が加入している医療保険から、出産育児一時金が支給されます。原則として、保険者から医療機関へ直接支払われます。

詳しくは加入している医療保険へお尋ねください。

○社会保険もしくは健康保険組合等加入の場合⇒ 職場へお問い合わせください。

○国民健康保険加入の場合⇒ 水俣市国民健康保険に加入の人は、市民課 年金医療保険係へお問い合わせください。

【問い合わせ先】市民課年金医療保険係（市役所2階）TEL：0966-61-1633



妊娠中の相談（伴走型相談支援）

妊娠中の過ごし方や困りごとへの対応、産前産後に必要な手続き、サービス等について一緒に確認するため、妊娠8か月頃の妊婦さんの希望に応じて面談を行います。

妊娠7か月頃に、ご自宅にアンケートを送付しますので、必ずご返送ください。

このほか、相談は随時対応していますのでご連絡ください。

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202、62-3028



妊娠などに関する相談

熊本県女性相談センター

○妊娠ところの電話相談

（妊娠・出産や思春期の性に関する悩みをもつ女性を対象とした相談窓口）

【問い合わせ先】熊本県女性相談センター TEL：096-381-4340

出産時の手続き

子どもが生まれた時～必要な手続き・届出～



出生届の届出

生まれた日から14日以内に市民課戸籍住民係で手続きをしてください。

- 子どもが生まれた時に父又は母が届け出ます。
- 届出は住所地、出生地、本籍地のいずれかの市区町村役場
- 手続きに必要なもの
 - 1、出生届書（医師または助産師の証明が必要です）
 - 2、母子健康手帳
 - 3、届出人の身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証等）

【問い合わせ先】市民課戸籍住民係（市役所2階）TEL：0966-61-1611



健康保険加入の手続き

○社会保険もしくは健康保険組合等に加入する場合

⇒健康保険加入申請は職場への手続きになります。手続きに必要なものについては職場または加入健康保険にお問い合わせください。

○国民健康保険に加入する場合

⇒水俣市国民健康保険に加入する人は、市民課年金医療保険係の窓口で14日以内に入
入の手続きをしてください。

- ・手続きに必要なもの・・・届出者の本人確認ができるもの（顔写真がないものは2点）

【問い合わせ先】市民課年金医療保険係（市役所2階）TEL：0966-61-1633



子ども医療費の申請

○子ども医療費助成事業

子ども医療費助成は満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもを持つ保護者
に対して、医療費を助成するものです。これは、子どもが病気やケガで保険診療を受けた際
の一部負担金を助成する制度です。

助成期間は18歳の3月31日診療分までで、助成対象は入院・通院の保険診療分のみです。

熊本県内の医療機関で受診した場合は、窓口での医療費の支払いはありませんが、次の場合
は窓口で支払った後、領収書により払い戻しの手続きが必要になります。

- ・1つの医療機関に対し、医療費が月21,000円以上の場合
- ・入院または県外の医療機関で受診した場合
- ・小中学生が学校の管理下で負傷した場合（日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制
度」を優先適用します）

※医療費とは、社会保険各法による療養に要した費用で、いわゆる保険の対象となった費用です。また、高額医療費および家族療養附加金等の給付金があるときは、それを除いた額になります。

※日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」については、各学校または教育委員会教育課学校教育室（61-1636）までお尋ねください。

○対象：水俣市内に住所があり、健康保険の被扶養者になっている0歳～満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子ども。（ただし、生活保護法の適用を受けている人は除かれます。）

○受給者証交付申請の手続きに必要なもの

- 1、印鑑（認めで可、スタンプ印不可）
- 2、子どもの保険証

※所得制限はありませんが、当該年の1月2日以降に水俣市に転入した人は、家計の主宰者を判断するため、前の住所地で発行される被保険者の所得証明書等（写し可）（所得額と扶養人数が分かるもの）が必要になります。

○助成金の申請に必要なもの

- 1、領収書（保険点数がわかるもの）
- 2、印鑑（認めで可、スタンプ印不可）
- 3、受給者証
- 4、子どもの保険証
- 5、振込先口座の通帳

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202、62-3028



こんにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）

○ご家庭に保健師が訪問し、体重測定や発育の確認、予防接種の予診票のお渡し等を行います。

○母子健康手帳交付時に「出産連絡票（ハガキ）」をお渡ししています。こどもが生まれたときに、市民課または保健センターへご提出ください。

○担当地区の保健師から、訪問時期（生後1～2か月頃）に保護者へご連絡いたします。

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202、62-3028



子育て応援給付金の申請

子育てにかかる経済的負担軽減のため、こんにちは赤ちゃん訪問事業にて面談を受けたお母さんまたはお父さん等の養育者に、赤ちゃん一人当たり5万円を支給します。

赤ちゃん訪問時に申請書をお渡ししますので、返信用封筒にてご返送ください。

【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660



児童手当の申請

○児童手当

中学校卒業まで（15歳に達した後最初の3月31日まで）の児童を養育している人に支給します。

※施設入所等児童は施設に支払います。

※海外に居住している児童は原則として支給対象となりません。ただし、留学の場合は支給できる場合がありますのでご相談ください。

1、支給額児童の年齢	児童手当月額
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円） ※支給対象は中学校卒業までの児童ですが、第1子、2子、3子…を数える場合は、18歳に達した後最初の3月31日までの間にある児童で数えます。
中学生	一律 10,000 円
特例給付 ※令和4年6月分算定から、特例給付を支給するものの所得上限額が設けられ、所得上限額を超えた場合は特例給付（一律5,000円）も支給されません。	一律 5,000 円 (扶養親族の数に応じて所得額が622万円以上（扶養人数が0人の場合）から制限されます。)

2、支給時期

6月期	2月分～5月分（4ヵ月分）
10月期	6月分～9月分（4ヵ月分）
2月期	10月分～1月分（4ヵ月分）

※各月15日支払（休日、祝祭日の場合は前営業日）

3、申請の手続き

※出生や異動の日から15日以内に必ず福祉課で申請手続きを行ってください（公務員の方は職場で申請）。

15日を過ぎた場合、支給されない月が発生する場合があります！

申請手続きに必要なもの（※公務員の方は職場での手続きになります。）

- 1、認定請求書（福祉課1番窓口にあります。）
- 2、請求者の健康保険証の写し（国民年金加入者は不要）
- 3、請求者の振込先口座となる通帳（請求者以外の口座への振込みはできません。）
- 4、請求者と児童が別居している場合、別居監護申立書
- 5、マイナンバーが分かるもの（請求者及び配偶者、児童と別居している場合児童も。）
- 6、請求者の身元確認ができるもの
- 7、請求者以外が手続きする場合は、委任状
- 8、その他、児童の監護生計要件に応じて提出が必要な書類があります。

※請求者は、父と母のどちらが所得が多いか、扶養の有無、子の保険の加入先等によって

決まります。

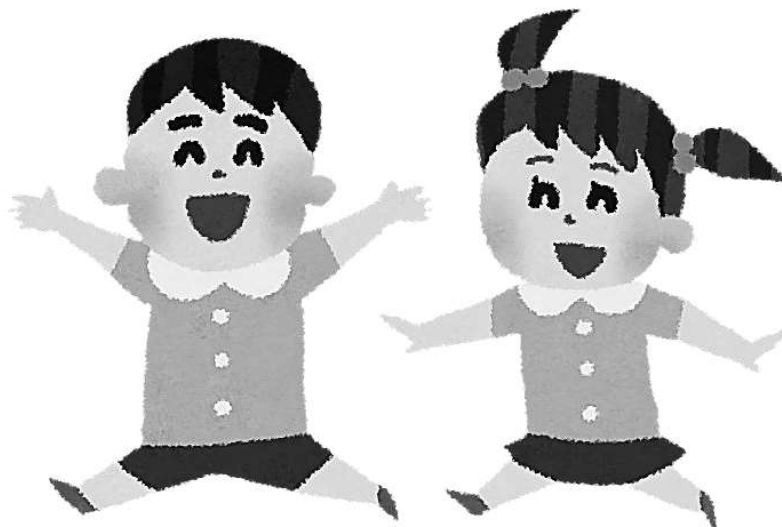
※水俣市外から転入の場合、1月1日現在（1月～5月までは前年、6月～12月は本年）の住所地の所得証明書、児童が請求者と別居している場合は別途児童の住民票の提出が必要でしたが、マイナンバーでの情報連携開始に伴い、省略可能となりました。（マイナンバーでの情報連携の結果、内容確認が必要な場合は別途提出をお願いする場合があります。）

4、現況届について

児童手当を継続して受給するためには、毎年6月に現況届を提出する必要があります。現況届の提出が無い場合、6月からの児童手当の支給が出来なくなりますので必ず提出してください。

（※令和4年6月以降は、一律に現況届を提出する必要がなくなりますが、一部の対象者については引き続き提出が必要になりますので、ご了承ください。詳しくは窓口へお問い合わせください。）

【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660



保育・育児・相談

～保育所、認定こども園に預けたい時は～



保育所について

◎認可保育所（6園）

認可保育所は、児童福祉法の認可を受けた保育施設です。保護者が仕事や病気などの理由により家庭で子どもの保育ができない場合、0歳児から就学前までの子どもを保育所で保育することができます。

※保育所、認定こども園、幼稚園の一覧及び実施事業については、27ページの「みなまた★施設等一覧」をご覧ください。

※保育には、教育に関することも含みます。

【入所申し込みの手続きに必要な書類】

- 1、教育・保育給付認定申請書
- 2、保育ができないことを証明する書類
- 3、個人番号がわかるもの
- 4、その他必要に応じて提出する書類があります。

※申し込みに必要な書類は、福祉課1番窓口で配布する他、市ホームページからもダウンロードできます。

※入所申込みは入所希望日の3カ月前から福祉課で受け付けます。なお、保育所の定員を超える場合、希望の保育所に入所できない場合もあります。

【通常保育以外のサービス】

◎一時預かり

保育所へ入所していない就学前の子どもを、保護者の疾病、家族の看護、災害、冠婚葬祭等の理由により、家庭で子どもの保育ができない場合に一時的に保育所で保育する事業です。
【申込先】一時預かり実施保育所(事前に申し込みが必要です。直接保育所にお尋ねください。)

◎延長保育

通常の保育時間を延長して保育する事業です。市内全ての保育所で実施しています。

※延長時間や保育所の運営方針など詳細については、各保育所にお尋ねください。

◎休日保育

日曜、祝祭日に保護者や同居の家族が保育することができない状況にある就学前の子どもに対し保育を実施する事業です。

利用の場合は事前に予約が必要です。

【申込先】白梅清香保育園 水俣市天神町2丁目4番16号
TEL：0966-62-4250

※市内各保育所の開所時間などの内容については、市役所福祉課に保育所のガイドブックがありますのでお問い合わせください。

【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660



認定こども園について

【認定こども園（7園）】

認定こども園は、認定こども園法（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）により認定を受けた、教育・保育を一体的に行う施設です。

3歳以上の子どもは、保育を必要とする2号認定の子ども（保育所の利用対象の子ども）と、それ以外の1号認定の子ども（幼稚園の利用対象の子ども）が、同じ施設で教育・保育を受けます。

【入所申し込みの手続き】

○1号認定（幼稚園機能利用の子ども）

各施設に直接申し込みをしてください。施設を通じて市に認定を申請します。認定証を受け取って、施設と契約をします。

○2・3号認定（保育を必要とする子ども）

保育所の申し込み方法と同じですが、入園の申込は各園で行う必要があります。

【問い合わせ先】各認定こども園 福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660

※保育所、認定こども園の一覧及び実施事業については、27ページの「みなまた★施設等一覧」をご覧ください。

★各保育所、認定こども園の見学については、直接各園へご連絡ください。





病児・病後児保育事業

病児・病後児保育は、社会的にやむを得ない理由で、病気または病気の回復期にあるお子様を家庭で保育できない場合に、専用の施設でお子様を看護師や保育士等の専門スタッフが一時的に預かり、保育を行う事業です。

病児とは	病気回復期に至らないが、入院治療を必要とせず、当面の症状の急変が認められない児童
病後児とは	病気の回復期であるが、集団保育が困難な児童

利用対象	<ul style="list-style-type: none"> ■水俣市にお住まいの生後3か月から小学校6年生までの児童 ■市外在住で水俣市内に勤務先を有する保護者の生後3か月から小学校6年生までの児童（水俣市にお住まいの方が優先ですが、定員に空きがあれば受け入れ可能です。）
利用日時	月曜日～土曜日（※祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く） 午前8時～午後6時

利用定員	定員は3名です。（※事前に電話予約が必要です。）
------	--------------------------

利用料	区 分	利用料（日額）
	生活保護世帯	無料
	市県民税非課税世帯	1,000円
	その他の世帯	1,500円
	市外に住所を有する世帯	2,500円

利用方法	ご利用希望の方は市役所福祉課で事前登録が必要です。
------	---------------------------

施 設	病児・病後児保育 もくれん（社会福祉法人光明童園） 水俣市平町2丁目2番6号 TEL：0966-83-8010
-----	---

【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660



～急な用事でお困りの時は～



子育て短期支援事業

病気や出産、看護といった理由で子どもの養育を家庭で行うことが一時的に難しくなったとき、市が児童養護施設等に委託して、短期間子どもを預かり、保護者の子育て支援をする事業です。

子育て短期支援事業には、ショートステイ事業とトワイライトステイ事業の2種類があります。※利用料が必要となります。

○ショートステイ

家庭で一時的に養育ができない子どもを、児童養護施設等で短期間預かります。

- ・対象となる理由：保護者の病気、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加など。
- ・利用期間：7日間以内

○トワイライトステイ（おおむね 17：00～21：00）

保護者の仕事などの理由で平日の夜間や休日に不在となり、養育ができない子どもを、児童養護施設等で預かり、食事の世話などを行います。

【利用手続きに必要なもの】

- 1、子育て短期支援事業利用券交付申請書
- 2、子育て短期支援事業利用申請書

【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660

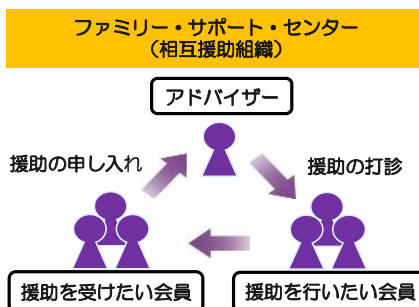


ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業は、一時的に子どもを預かって欲しい等の「子育て援助を希望する人」と「子育て援助を行いたい人」との有償による相互援助活動制度です。

【相互援助活動の例】

- ・保育施設までの送迎を行う。
- ・保育施設の開始前や終了後又は学校の放課後、子どもを預かる。
- ・保護者の病気や急用等の場合に子どもを預かる。
- ・冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際、子どもを預かる。
- ・買い物等外出の際、子どもを預かる。



利用日	利用時間	利用料金 (対象児童1人当たり)
月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。	午前7時から午後8時まで	1時間当たり500円
土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日	午前7時から午後8時まで	1時間当たり600円

※上記利用料金のほか、実費が必要になる場合があります。

※宿泊を伴う援助活動は行いません。

※一時預かりについては、原則として協力会員の御自宅でお預かりします。

※会員による相互援助活動のため必ず預かりができるとは限りません。

【問い合わせ先】ファミリーサポートセンター事務局（社会福祉法人光明童園内）TEL：0966-63-2074
福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660

～育児、ご家庭のことでお困りの時は～



子ども家庭相談

子育て、しつけ、児童虐待、非行など子どもに関するあらゆる相談に応じています。

相談できる所	場所	電話番号
熊本県八代児童相談所	熊本県八代市西片町1660	0965-33-4426
児童家庭支援センター オリーブの木	水俣市平町2丁目3番1号	0966-83-9412
水俣市よりそいサポートセンター (子ども家庭相談員)	水俣市陣内1丁目1番1号 (市役所2階)	0966-63-2738



女性相談

性的被害やDV(男女間暴力)など女性特有のさまざまな悩みについての相談を受け、個々の事情に応じた支援を行っています。

相談できる所	場所	電話番号
熊本県女性相談センター	熊本市長嶺南2丁目3番3号	「DV相談」096-381-7110 「女性相談」096-381-4454
水俣市よりそいサポートセンター (女性相談員)	水俣市陣内1丁目1番1号 (市役所2階)	0966-63-2738



こどもセンター相談窓口

子育てに関する不安や悩みの相談窓口です。

電話による相談もお受けします。

相談窓口：水俣市こどもセンター TEL：0966-63-8411

相談日：火曜日～土曜日 午前9時～午後5時



保健センター相談窓口

子どもの発育や発達について心配な事、気になる事のご相談をお受けします。

[日時場所等]

毎週月曜日(ただし、月曜日が祝祭日の場合は次の日になります。)

時間：午前8時30分から午後1時

場所：もやい館1階保健センター

※育児相談日として実施している日は上記のとおりですが、いつでもお気軽にご相談ください。ただし、土・日・祝日はお休みとなります。

【問い合わせ先】水俣市保健センター(もやい館1階) TEL：0966-63-3202



児童虐待についてご存知ですか？

**しつけと虐待はまったく違うものです。
暴力やお仕置きで子どもを従わせることはしつけとは言えません。**

児童虐待は以下のように4種類に分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

虐待から子どもたちを守るためには、地域の皆さんの気づきが大切です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたり、聞いたりした時はためらわず、児童相談所や市の窓口にご連絡してください。

連絡は匿名でも構いません。また、連絡者が誰であることを教えることはありません。虐待でなかったとしても、連絡者に責任はありません。

また、ご自身が子育てに悩んだ時は、悩みの解決に向けて一緒に考えることができます。ひとりで悩まず、いつでも気軽に相談してください。

相談できる所	電話番号
児童相談所全国共通ダイヤル (近くの児童相談所につながります。)	(いちはやく!) 189
熊本県八代児童相談所	0965-32-4426
水俣市よりそいサポートセンター (福祉課子ども家庭相談員)	0966-63-2738



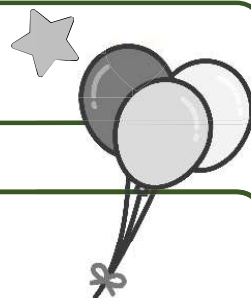
健診・各種教室

乳幼児の健診について



4ヵ月児健診

内科健診のほか保健指導や栄養指導、育児相談等を行います。



6ヵ月児健診

内科健診のほか保健指導や栄養指導、育児相談等を行います。



1歳6ヵ月児健診

内科健診、歯科健診のほか保健指導や栄養指導、歯科指導、育児相談等を行います。



3歳6ヵ月児健診

内科健診、歯科健診、尿検査のほか、保健指導や栄養指導、歯科指導、育児相談等を行います。

■健診場所：水俣市保健センター（もやい館1階）

※受付・開始時間は、事前に文書でお知らせします。

※健診は病気や発育の異常の発見だけでなく、子育ての悩み相談の場でもあります。

忘れずに受けましょう。

○すこやか育児相談 場所：水俣保健所

体が柔らかく首が座るのが遅い、歩き方が気になる等運動発達に関する相談をお受けします。

○発達相談たんぼぼ 場所：水俣市保健センター

言葉が遅い、落ち着きがない等特に言語・精神発達に関する相談をお受けします。



※すこやか育児相談、発達相談たんぼぼは予約制です。事前にお問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202、62-3028

予防接種について



対象年齢と接種方法

種 別		対 象 年 齢		接 種 方 法
ロタ (定期)	ロタリックス	生後6週～24週 (標準：2ヶ月～接種開始)		4週間以上の間隔で2回接種
	ロタテック	生後6週～32週		4週間以上の間隔で3回接種
ヒブ (定期)	不活化 ワクチン	2ヶ月～5歳未満 (標準：2ヶ月～7ヶ月未満)		27日以上の間隔で3回接種後、 7～13ヶ月の間に1回接種 ※接種開始時期によって異なります。 保健センターへお尋ねください。
小児用 肺炎球菌 (定期)	不活化 ワクチン	2ヶ月～5歳未満 (標準：2ヶ月～7ヶ月未満)		27日以上の間隔で3回接種後、 60日以上あけて1回接種 ※接種開始時期によって異なります。 保健センターへお尋ねください。
B型肝炎 (定期)	不活化 ワクチン	1期 初回	生後1歳に至るまで (標準：2ヶ月～ 9ヶ月未満)	27日以上の間隔で2回接種
		1期 追加		1期初回接種(2回)終了後、 139日以上あけて1回接種
四種混合 (定期)	不活化 ワクチン	1期 初回	2ヶ月～7歳半未満 (R5年4月～：生後2ヶ 月から接種開始に変更)	20日～56日の間隔で3回接種
		1期 追加		1期初回接種(3回)終了後12ヶ月 から18ヶ月あけて1回接種
二種混合 (定期)	不活化 ワクチン	2期	11歳～13歳未満	1回接種
結核(BCG) (定期)	生ワクチン	生後1歳に至るまで (標準：5ヶ月～8ヶ月)		1回接種
水痘 (定期)	生ワクチン	1歳～3歳に至るまで		2回接種 ・1回目は12ヶ月から15ヶ月まで ・2回目は1回目接種から6ヶ月～ 12ヶ月の間隔をおいて接種
麻しん 風しん混合 (定期)	生ワクチン	1期	12ヶ月～24ヶ月未満	1回接種
		2期	小学校就学前の1年	1回接種
日本脳炎 (定期)	不活化 ワクチン	1期 初回	6ヶ月～7歳半未満 (標準：3歳)	6日から28日の間隔で2回接種
		1期 追加	6ヶ月～7歳半未満 (標準：4歳)	1期初回接種(2回)終了後 概ね1年あけて1回接種
		2期	9歳～13歳未満 (標準：9歳)	1回接種 ※1期追加終了後は、免疫効果を持続 させるために4～5年間隔で2期の追 加接種を受けることが必要です。
子宮 頸がん	サーバリックス 2価	12歳となる日の属す る年度の初日から、16 歳となる日の属する年 度の末日		ワクチンの種類によって接種方法は異 なります。接種方法が不明な方は、保 健センターへお尋ねください。
	ガーダシル 4価			
	シルガード 9価			

※接種料金は無料です。予防接種を受けるには、水俣市保健センターが発行する予診票が必要です。

※病院により接種できる種別が異なります。詳細はホームページ又は水俣市保健センターにお尋ねください。

【問い合わせ先】水俣市保健センター（もやい館1階）TEL：0966-63-3202

水俣市こどもセンター

こどもセンターの子育て支援

○子どもの遊び場、保護者同士の交流の場、育児等の相談及び情報提供、産前産後の不安軽減の場として、子育てをサポートしながら子どもの健やかな成長を支援します。

【開館時間】：午前9時～午後5時まで ※但し、各事業は10時から

【休館日】：日曜日、月曜日、祝日、12月28日～1月4日

○相談窓口

子育てに関する不安や悩みの相談窓口です。電話による相談もお受けします。

【相談日】：火曜日～土曜日 / 午前9時～午後5時



児童館事業

○児童に遊び場を提供し、世代交流や友達づくりをサポートします。

季節の行事や各種イベント、食育活動などの体験を通して子どもの育ちを応援します。

【利用対象者】：児童（就学児～18歳未満まで）

【利用時間】：火曜日～土曜日 / 午前10時～午後12時 / 午後1時～午後5時



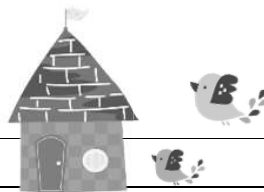
地域子育て支援拠点事業

○つどいの広場「びよびよ」

子育てを行う親子の交流や、情報交換の場（つどいの広場）の提供、育児講座などを開催し、安心して子育てができる環境づくりを行います。

【利用対象者】：概ね3歳未満の乳幼児とその保護者

【利用時間】：火曜日～土曜日 / 午前10時～午後3時



多世代交流拠点事業

こどもセンターは、多世代交流センターの機能を有します。幅広い世代の方が利用でき、地域の連携や交流等を図る活動に取り組みます。

【利用対象者】：どなたでも利用できます。

【施設案内】：多世代交流室「遊戯室（厨房含む）・集会室」

【利用時間】：火曜日～土曜日 / 午前10時～午後5時

※但し、使用する場合、予約が必要です。



【問い合わせ先】水俣市こどもセンター TEL：0966-63-8411

小学生～中学生の支援

学童クラブ



放課後児童健全育成事業

●放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に主として適切な遊び及び生活の場を提供するものです。

場所は、学校の敷地内外や認定こども園などで行われています。

学童クラブには、遊びを主として放課後児童の健全育成を図るための「放課後児童支援員」が配置されています。

[開設日] : 開設時間・利用時間などはそれぞれの学童クラブで異なります。

公設民営

クラブ名	住 所	電話番号
一小ふれあい学童クラブ	水俣市陣内1-1-88（一小校舎内）	62-7270
二小ふれあい学童クラブ	水俣市栄町1-3-24（二小隣接地）	63-6900
ふくろふれあい学童クラブ	水俣市袋1413番地（袋小敷地内）	62-6088

民設民営

クラブ名	住 所	電話番号
中央学童クラブ	水俣市古城2-7-7（中央保育園西方寺認定こども園内）	63-1828
西方寺学童クラブ	水俣市葛渡23（西方寺認定こども園内）	67-1111
さわらび学童クラブ	水俣市陣内2-2-1（さわらびこども園内）	62-2613
はッピーほーむ	水俣市大園町3-2-27	84-9466

*詳細については、各学童クラブへお問い合わせください。

*申込については、公設民営は福祉課にて、民設民営は各施設で行います。

※この他自主事業で学童を預かっている施設があります。

※こどもセンターで、児童館事業も行っています。（「こどもセンターの子育て支援」をご覧ください）

【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660

就学援助



就学援助制度

小中学校での義務教育を円滑に実施するため、経済的な理由で小中学生の就学費にお困りの保護者のために、学用品費や給食費、修学旅行費などの学校費用を援助する制度です。

[対象者] 次のいずれかに該当する世帯

- ①生活保護が停止・廃止になった
- ②各種税金・国民年金などの減免を受けている
- ③児童扶養手当を受けている
- ④生活福祉資金の貸し付けを受けている
- ⑤職業が不安定で生活が困難
- ⑥その他、収入状況・健康上の問題など、経済的な理由によるもの

[相談先]

水俣市教育委員会教育課、児童・生徒が通学している学校

【問い合わせ先】教育課学校教育室 TEL：0966-61-1636



ひとり親家庭等への支援

手当、助成、各種事業



児童扶養手当

父母が離婚などの理由で父または母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（障害児の場合には20歳未満）を監護している母、子どもを監護し、かつ生計を同じくしている父、父母以外で児童を養育している養育者に支給されます。（※ その他条件、所得制限があります。）

○手当の支給額

手当の支給額は、受給者本人または生計を同じくする扶養義務者（受給者の父母など）の前年所得に応じて全部支給、一部支給、支給停止の3つに区分されます。

区 分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	44,140円	44,130円 ~ 10,410円
児童2人のとき（加算額）	10,420円	10,410円 ~ 5,210円
児童3人以上のとき（加算額）	6,250円	6,240円 ~ 3,130円

※令和5年4月からの金額です。額は、変更となる場合があります。



ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭の母または父子家庭の父およびその者に扶養されている児童が医療機関等で治療を受けたときの医療費の一部を助成しています。

※この制度では、「母子家庭の母」「父子家庭の父」とは、「配偶者のない者であって、20歳未満の児童を扶養する者」、「児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの者」としています。

※その他条件、所得制限があります。

〔助成額〕

助成対象者が保険診療分の一部負担金の支払いがあった場合に支払額の3分の2に相当する額を助成します。ただし、加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。



【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1660



その他ひとり親家庭等への支援

名称	内容	申請先
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母や父子家庭の父が職業能力開発のための講座を受講した場合に給付金を支給します。	水俣市役所 福祉課 61-1660
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母や父子家庭の父が就職する際に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を行うための養成機関で、修業する期間中、給付金を支給します。(1年以上のカリキュラムを修業)	
母子父子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的安定と、その児童の福祉を図るために、修学資金など各種資金の貸付を行っています。	芦北地域振興局 福祉課 82-2128
水俣市連合ひとり親の会	ひとり親家庭の自立の促進と生活の安定、福祉の増進のために活動する団体です。研修会やレクレーション、ボランティア活動を通しながら、会員相互の交流を行っています。	水俣市連合 ひとり親の会 090-1926-7128

ひとり親等については、「ひとり親家庭支援ガイドブック」を作成しています。
詳しくは下記までお尋ねください。

【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL:0966-61-1660



障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもへの手当、制度



障害者手帳

- 身体障害者手帳：身体に障がいのある人に交付を行います。障がいの程度により、1級から6級までの等級があります。
- 療育手帳：知能の発達に障がいのある人に交付を行います。障がいの程度により、A1からB2までの等級があります。
- 精神障害者保健福祉手帳：精神に障がいのある人に交付を行います。障がいの程度により、1級から3級までの等級があります。



特別児童扶養手当

- 支給対象者：20歳未満の中程度以上の障がいを持つ子どもを養育している人
- 手当月額： 1級 52,400円
(R4.4.1～) 2級 34,900円
- ※その他条件、所得制限があります。
- ※金額は今後変更する場合があります。



障害児福祉手当

- 支給対象者：20歳未満の重度の障がいを持つ子ども
- 手当月額：14,850円
(R4.4.1～)
- ※その他条件、所得制限があります。
- ※金額は今後変更する場合があります。



【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1650



自立支援医療

- 精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者に対し、医療費の自己負担を軽減するものです。
- 育成医療：児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対し、必要な医療費の一部を助成するものです。



補装具の支給

障害児に対し、身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具（義肢、装具、補聴器、車椅子等）の給付（購入、修理等）を行います。



地域生活支援事業

- 日常生活用具の給付等：重度障害のある児童に対し、日常生活用具の給付等を行います。（例：紙おむつ、頭部保護帽、ネブライザー等）
- 日中一時支援事業：日中に監護する者がいないため、一時的に見守り等支援が必要な障害児に対し、日中における活動の場を提供します。
- 移動支援
 - 1 外出支援事業：屋外での移動が困難な障害児について個別又はグループによる外出支援を行うことにより、自立生活及び社会参加を促します。（通勤、通学は除きます）
 - 2 移送サービス事業：家庭において移送することが困難な重度心身障害者に対する移送専用車の派遣により在宅福祉の向上を図ります。

【問い合わせ先】福祉課福祉支援室（市役所2階）TEL：0966-61-1650





障害児通所支援

①児童発達支援：日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練など。

(対象：未就学児)

No	事業所名	事業所所在地	電話番号	類型
1	くまもと芦北通園センター	芦北町芦北2813	82-2431	児童発達支援センター
2	児童発達支援センター にこにこ	水俣市平町1-3-3	84-9540	児童発達支援センター
3	児童発達支援・放課後等デイサービス ありんこルーム	水俣市初野209番地1	84-9035	児童発達支援事業
4	発達支援ルーム ここすてっぴ 水俣	水俣市港町2-53	83-8855	児童発達支援事業

②放課後等デイサービス：授業の終了後又は休業日に、通所により、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

(対象：学校教育法第1条に規定された学校に就学する障害児)

No	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	くまもと芦北通園センター	芦北町芦北2813	82-2431
2	児童発達支援センター にこにこ	水俣市平町1-3-3	84-9540
3	とぼす	水俣市丸島3-2-12	84-9440
4	みつば学園児童デイサービス事業所「大空(そら)」	芦北町花岡1539 ※基準該当	82-5472
5	自立支援型・放課後等デイサービス ナチュレ	水俣市初野209番地1	84-9035
6	児童発達支援・放課後等デイサービス ありんこルーム	水俣市初野209番地1	84-9035
7	放課後等デイサービス ピクシー	水俣市古城2-1-10	0120-300-651
8	放課後等デイサービス ハグ	水俣市中鶴539	84-9770
9	発達支援ルーム ここすてっぴ 水俣	水俣市港町2-53	83-8855

③保育所等訪問：保育所、小中学校、特別支援学校等児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、その施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

※療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある原則として18歳未満の児童(身体、知的、精神、難病)→手帳、診断名は必須ではありません。

No	事業所名	事業所所在地	電話番号
1	児童発達支援センター にこにこ	水俣市平町1-3-3	84-9540
2	保育所等訪問支援 ピクシー	水俣市古城2-1-10	0120-300-651



巡回支援専門員整備事業

○巡回支援専門員整備事業

発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等や戸別訪問による支援を実施します。

社会福祉法人光明童園に事業を委託し実施しています。

【実施場所】：社会福祉法人光明童園(TEL：0966-84-9540)

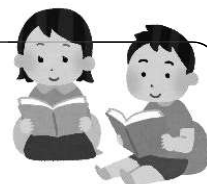
【問い合わせ先】福祉課福祉支援室(市役所2階) TEL：0966-61-1650

その他

その他の事業



水俣市立図書館



☆開館時間と休館日

- ・開館時間 火曜日～金曜日 / 午前9時～午後7時
土曜日・日曜日・祝日 / 午前9時～午後5時
- ・休館日 月曜日（祝日または祝日の振替日となる場合はその翌日）毎月第4木曜日
年末年始（12月29日～翌年1月4日）
※ この他特別整理期間（年間14日間以内）は休館

☆おはなし会（絵本読み聞かせ）

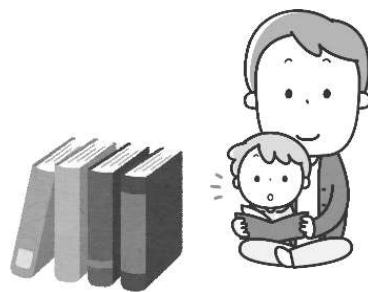
（小学校低学年以下を対象）

毎月第2土曜日 午前10時30分～午前11時00分（都合により日時等変更有）

☆ぐるりんぱブックスタート

（絵本の贈呈、絵本の読み聞かせなど）

毎月第4火曜日（市保健センターでの4ヵ月児健診時）



☆よむよむセカンドブック

（小学校就学前の幼児を対象に絵本の贈呈）

通年（会場：保育園・こども園等その他）

【問い合わせ先】水俣市立図書館 TEL0966-63-8401



みなまた木のおもちゃ館きらら



☆場所

水俣市月浦54-162（エコパーク水俣内）

☆開館時間と休館日

- ・開館時間 午前10時～午後4時
- ・休館日 水曜日
年末年始（12月29日～翌年1月4日）
※ 臨時で開館・休館する場合があります。



☆料金（令和5年4月時点） 子ども100円、大人 市内200円、市外300円

☆イベント 絵本の読み聞かせ、フォトフレームづくり、クリスマスツリーづくりなど

☆インスタグラム 基本情報や日々の館内の様子、イベント情報等を紹介しています。

【問い合わせ先】みなまた木のおもちゃ館きらら Tel0966-83-8880



保育所（私立6園）

- ① 白梅清香保育園
- ② 水俣保育園
- ③ ちどり保育園
- ④ わかたけ保育園
- ⑤ 水俣さくら保育園
- ⑥ すずかけ保育園

認定こども園（私立7園）

- ① 中央保育園 西方寺 認定こども園
- ② さわらびこども園
- ③ みどりの森こども園
- ④ 西方寺認定こども園
- ⑤ はつの・あそびの森こども園
- ⑥ 水俣ふたば幼稚園
- ⑦ 認定こども園水俣幼稚園

市街地拡大図



障がい児通所支援

- ① 児童発達支援センター にこにこ
- ② 児童発達支援・放課後デイサービス
ありんこ・ナチュレ
- ③ とぼす
- ④ 発達支援ルーム ここすてっぴ水俣
- ⑤ 放課後等デイサービス ピクシー
- ⑥ 放課後等デイサービス ハグ
- ※ くまもと芦北通園センター、
みつば学園「大空」は芦北町

市内の主な公園

- ① 湯の児島公園
- ② 湯之児公園
- ③ 和田岬公園
- ④ 大崎鼻公園
- ⑤ 浜公園
- ⑥ 小崎親水公園
- ⑦ 城山公園
- ⑧ 中尾山公園
- ⑨ 月浦ふれあい公園
- ⑩ 水俣広域公園
(エコパーク)



みなまた★施設等一覧



	なまえ	ところ	でんわ	延長 保育	一時 預かり	休日 保育	学童 クラブ
保育所	白梅清香保育園	水俣市天神町2-4-16	62-4250	○	○	○	
	水俣保育園	水俣市栄町2-1-21	63-4725	○	○		
	ちどり保育園	水俣市桜ヶ丘4-1	62-4621	○			
	わかたけ保育園	水俣市南福寺9-21	63-5903	○			
	水俣さくら保育園	水俣市袋1477-1	63-6661	○	○		
	すすかけ保育園	水俣市塩浜町203	63-6633	○	○		
認定 こども園	さわらびこども園	水俣市陣内2-2-1	62-2613		○		○
	中央保育園西方寺認定こども園	水俣市古城2-7-7	63-1828	○	○		○
	みどりの森こども園	水俣市袋674	62-1534	○	○		
	西方寺認定こども園	水俣市葛渡23	67-1111	○	○		○
	はつの・あそびの森こども園	水俣市初野字宮前230	63-6721	○	○		
	水俣ふたば幼稚園	水俣市大園町1-4-11	63-2745		○		
	認定こども園水俣幼稚園	水俣市天神町1-5-24	63-2353		○		
学童 クラブ	一ふれあい学童クラブ	水俣市陣内1-1-88 (一小校舎内)	62-7270				
	二ふれあい学童クラブ	水俣市栄町1-3-24 (二小隣接地)	63-6900				
	ふくろふれあい学童クラブ	水俣市袋1413 (袋小敷地内)	62-6088				
	中央学童クラブ	水俣市古城2-7-7 (中央保育園西方寺認定こども園内)	63-1828				
	西方寺学童クラブ	水俣市葛渡23 (西方寺認定こども園内)	67-1111				
	さわらび学童クラブ	水俣市陣内2-2-1 (さわらびこども園内)	62-2613				
	はッピーほーむ	水俣市大園町3-2-27	84-9466				
小学 校	水俣第一小学校	水俣市陣内1-1-2	63-4133				
	水俣第二小学校	水俣市栄町1-2-1	63-2227				
	水東小学校	水俣市初野59	63-3279				
	袋小学校	水俣市袋1413	63-4611				
	湯出小学校	水俣市湯出1641	68-0018				
	葛渡小学校	水俣市葛渡270-2	67-1003				
	久木野小学校	水俣市久木野1117	69-0014				
中学 校	水俣第一中学校	水俣市古城1-14-1	63-2981				
	水俣第二中学校	水俣市塩浜町3-1	63-3651				
	袋中学校	水俣市袋1403-2	63-4711				
	緑東中学校	水俣市葛渡181	67-1001				

	なまえ	こんなとき	でんわ	とき
電話 相談	日本中毒情報センター	誤飲のとき	072-727-2499	365日 24時間
	熊本県小児救急電話相談	夜間等の病気のとき	#8000/096-364-9999	平日:19時～翌朝8時 土曜:15時～翌朝8時 日祝: 8時～翌朝8時



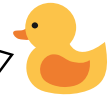
みなまた★子育て相談一覧



なまえ		ところ	でんわ	日時	こんなことをしています
福祉	水俣市 水俣市こどもセンター ※指定管理：(福)光明童園	陣内2-16-17	63-8411	火～土 10:00～17:00	●子育て相談全般 ●児童館事業（遊び場の提供、世代交流、各種イベント、食育活動） ●つどいの広場「ぴよぴよ」（育児講座、季節の行事、子育てに関する情報提供）
	水俣市よりそいサポートセンター 水俣市こども家庭センター		63-2738	月～金 8:30～17:15	●DV・女性に関する相談全般 ●子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ●障害児通所給付 ●ファミリーサポート事業 ●子どもに関する相談全般
	子育て支援係	陣内1-1-1 (市役所2階1番窓口)	61-1660	月～金 8:30～17:15	●保育所・認定こども園関係 ●学童クラブ ●児童手当 ●児童扶養手当 ●ひとり親家庭等医療費助成 ●母子家庭等自立支援教育訓練給付金 ●母子父子寡婦福祉資金貸付 ●母子家庭等高等職業訓練促進給付金
	福祉支援係		61-1650		●自立支援医療・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・（療育・身体・精神）障害手帳
	生活支援係		61-1670		●学費を含めた生活困窮
	児童家庭支援センター オリーブの木	平町2-25-1	83-9412	月～土 9:00～18:00	●子どもや家庭の相談・支援
	熊本県八代児童相談所	八代市西片町1660	0965-32-4426	月～金 8:30～17:30	●子どもについての専門的な相談
保健	水俣市保健センター	牧ノ内3-1	63-3202 62-3028	月～金 8:30～17:15	●母子健康手帳交付（毎週月曜。祝祭日の場合は翌日 8:30～13:00） ●乳幼児健診（4ヵ月、6ヵ月、1歳6ヵ月、3歳6ヵ月で実施） ●家庭訪問（妊産婦・未熟児・乳幼児等） ●養育医療 ●予防接種 ●子ども医療費助成 ●育児・発達相談
	熊本県水俣保健所	八幡町2-2-13	63-4104	月～金 8:30～17:30	●小児慢性特定疾患の申請など ●長期療育児の相談 ●すこやか育児相談
救急医療	水俣市立総合医療センター	天神町1-2-1	63-2101	いつでも	●24時間、救急医療の対応
	岡部病院	桜井町3-3-3	63-3311		
教育	学校教育室	陣内1-1-1	61-1636	月～金 8:30～17:15	●学校に関する相談・教育相談・就学相談・就学援助制度 ●その他学校に関すること全般
	教育相談室			月・火 9:00～16:00	●教育に関する相談全般（学校生活・家庭生活・非行など）
	子ども自立支援室	洗切町1-1 (公民館分館)	63-2651	月～金 9:00～12:00	●不登校相談・不登校児童生徒受け入れ・教育相談 ●学校の悩み相談・家庭訪問その他
	生涯学習室	陣内1-1-1	61-1659	月～金 8:30～17:15	●人権教育の啓発 (水俣市地域人権教育指導員による出前講座などの啓発や指導助言等) ●青少年の健全育成・体験学習・家庭教育の推進
	水俣市立図書館	浜町2-10-26	63-8401	(開館時間) 火～金 9:00～19:00 土日祝 9:00～17:00 (休館日) 月、月曜日が祝日の時は 火曜日、毎月第4木曜日、 12/29～1/4、特別整理期間	●育児書など子育て関連の本の紹介・閲覧・貸し出し等 ●幼稚園・保育園・読み聞かせグループなどへの絵本・紙芝居の団体貸し出し等 ●おはなし会（6月～3月、対象：小学生低学年以下）の実施等
	水俣市公民館			63-8402	(利用時間) 9:00～22:00 (休館日) 祝・12/29～1/3
	水俣市PTA連絡協議会	陣内1-1-1（生涯学習室内）	61-1659	火・木 9:00～15:00	●市内小中学校PTAの全体事務局として各学校の情報の取りまとめ等
	熊本県芦北教育事務所	芦北町芦北2670	82-4649	火・水・木 9:00～16:00	●教育相談・いじめ・不登校へのアドバイス、その他
熊本県芦北支援学校	芦北町芦北2829-8	82-4627	月～金 8:30～17:15	●子どもの発達相談全般	
その他	水俣警察署	ひばりヶ丘3番1号 (刑事生活安全課)	62-0110	いつでも	●地域防犯・不審者情報・児童虐待・DV・非行等に関すること

困ったとき別一覧

下のような困った時には★印の相談機関で相談ができます。お気軽にお問い合わせください。



年代	相談機関のなまえ	水俣市 子ども センター	福祉課					保健 センター	水俣 保健所	保育所 認定こども園	幼稚園	民生 児童委員	八代児童 相談所	水俣警察署 刑事生活 安全課	水俣市教育委員会 教育課				熊本県 芦北教育 事務所	芦北地区 更生保護 サポート センター	
			福祉支援室		よりそいサポ ートセンター	生活 支援係	総務係								学校 教育室	教育 相談室	子ども自立 支援室	生涯 学習室 (市P連)			
			子ども 子育て支援	障がい 福祉支援																	
	でんわ	63-8411	61-1660	61-1650	63-2738	61-1670	61-1640	62-3028 63-3202	63-4104	各保育所・ 認定こども園	各幼稚園	事務局 (社協内) 83-9688	0965- 32-4426	62-0110	61-1636	61-1636	63-2651	61-1659	82-4030	63-1877	
	具体的な																				
乳 幼 児	からだ 発育・発達	母乳・ミルクのこと、体重のこと、首がすわらない 歩かない、言葉が遅い、落ち着きがない等	★		★			★	★				★								
	健康	予防接種の受け方、乳幼児健診の日程等						★													
	生活	排泄、食事、睡眠など基本的な生活習慣、子どものしつけ、遊び等	★		★			★		★	★										
	保育所・ 認定こども園	入園・退園の手続き、保育料、一時預かり、休日保育等について		★						★											
	子ども 医療費助成	受給者証の発行、再交付、市外医療機関受診手続き、 切り替え申請						★													
	児童手当	子どもが生まれた、水俣市への転入・転出時の手続き		★																	
	児童扶養手当	ひとり親家庭になった・ひとり親家庭でなくなった		★																	
	療育	発達が気になることがある子どもの療育について			★	★			★					★							
	各種手帳	障害者手帳(身体、知的、精神)の交付申請等			★									★							
学 校	転校	引越しのため学校が変わる等の手続き													★						
	就学・学習	就学の手続き、子どもの発達に不安がある 通常学級で大丈夫だろうか、軽度発達障害と言われた 子どもが学校の勉強についていけない 経済的な理由で小・中学生の就学費に困っている等			★										★	★					
	不登校など	子どもが学校に行きたがらない 子どもの友達関係の心配等			★							★			★	★	★			★	
	学校の中で	学校でいじめられているのでは、子どもの学校生活がうまく いけない、先生との関係がうまくいかない等			★							★			★	★	★			★	
	学童クラブ等	学校から帰っても家にだれもない 学童クラブの申込、情報等	★	★								★									
	小中学校の PTA活動	市内各小中学校のPTA活動等の情報提供		★														★			
共 通	児童虐待	虐待されている(疑いがある)子どもがいる		★	★			★				★	★	★	★	★			★		
	子どもの預かり	やむを得ない事情で数日間子どもを預かって欲しい		★	★																
	子ども・ 女性の人権	子どもの人権、女性の人権について知りたい、話を聞きたい		★	★							★						★			
	青少年の 健全育成	青少年健全育成、更生保護について知りたい		★												★		★		★	
	家庭教育 について	親の学びプログラムのコーディネイト		★														★			
	生活困窮	学費を含めた生活困窮						★				★			★						
その他	民生委員・児童委員に関すること						★				★										



子育て情報はこちらからも！

○聞きなっせ AI くまもとの子育て

LINEの友だち登録をするだけで、県内すべての市町村の就学未満のお子さんの子育て情報について、24時間365日AIがお答えします。

友だち登録はこちらから



～編集・発行～

水俣市福祉課

水俣市ホームページアドレス <http://www.minamatacity.jp>

※本誌に掲載の内容は下記発行月現在の内容です。掲載内容は今後変更される場合があります。

令和5年6月発行

